

(改正)

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

行政に使用しない町有財産・物品の国への譲与、無償貸付等を可能としました。  
(全員賛成で可決)

国見町下水道条例

排水施設の構造の安全基準、下水を排水する際の水质の基準等について定めました。  
(全員賛成で可決)

### その他の条例

(制定)

国見町介護保険財政安定化基金特例交付金基金条例

介護保険事業計画期間(平成24～27年度)の保険料の増額を抑えるために県から交付された250万4千円を積み立てるための基金を設置します。  
(全員賛成で可決)

(改正)

国見町特別職報酬等審議会条例

町長等の給料の額について広範な知見で審議するため、町内の団体と住民に限らず、委員の選出の範囲を広げます。  
(全員賛成で可決)



くにみ幼稚園改修工事

### その他の議案等

くにみ幼稚園改修工事の変更

工事費を1822万円増額し、完成期日を2月末に変更します。

次の質疑を経て、全員賛成で可決されました。

### 質疑

「くにみ幼稚園」改修工事費増額の中身は

**問** (志村良男議員) 増額された1800万円の内容は。

**答** (幼児教育課長) 震災によって歪んだサッシの取り替えに300万円、園庭の排水改善のための工事に280万円、防犯カメラ設置に290万円、空調設備工事に270万円など、主なものです。

### 国見町立「くにみ幼稚園」改修工事変更

契約額	変更前	1億4,910万円
	変更後	1億6,732万2,750円 (1,822万2,750円を増額)
工事の完成期日	変更前	平成25年1月31日
	変更後	平成25年2月28日
相手方	株式会社	渡辺建設 代表取締役 渡辺 一郎

特老用地の取得・処分

特別養護老人ホーム「国見の里」用地として、土地開発公社から町が取得し、社会福祉法人「厚慈会」へ売却するものです。(なお、「厚慈会」へ代金相当の補助を行っています)

(全員賛成で可決)

### 特別養護老人ホーム「国見の里」敷地

場所 小坂南3番2 (小坂緑住区)  
広さ 2万416㎡  
取得・処分価額 5,326万8,000円  
取得相手方 福島地方土地開発公社  
処分相手方 社会福祉法人 厚慈会  
理事長 堀切 伸一



「国見の里」敷地

# 町長の給料月額10%減額

## 国見町長の給与の特例に関する条例

平成25年1月1日から3月31日までの町長の給料月額84万6000円を10%減額し、76万1400円とします。

(給料と諸手当を含めた総称が給与です)

(全員賛成で可決)

## 地域主権一括法によるもの

次の条例の制定・改正は、「地域のことは地域住民が責任を持つて決める」という地域主権改革が国によって進められている。その一環として、地域主権一括法により国の基準が廃止されたため、条例で定めるものです。

次のような質疑を経て、全員賛成で可決されました。

## 質疑

利用者にとって何が変わるか

**問** (佐藤定男議員) 現在サービスを受けている方に不利益になるような変更点はないのか。

**答** (保健福祉課長) ない。

**問** (保健福祉課長) 新たなに定めた基準により、災害発生時に災害の種類に応じてきめ細かに対応するなど、サービスの質はむしろ向上する。

**答** (保健福祉課長) 事業者の負担はどのようになる

**問** (東海林一樹議員) サービスを提供する方の負担増はどうか。辞めていく者が多いと聞いている。人手不足にならないか。

**答** (保健福祉課長) 災害対策計画の策定の

**問** (村上正勝議員) 「小規模多機能型居宅介護」事業者は

**答** (保健福祉課長) 町指定の「小規模多機能型居宅介護」事業者は

義務付け、サービス記録の保存管理を2年間から5年間とするなど、負担増となる。しかし、事業者として責任あるサービス提供をするための基準は必要。守られなかったときは是正を求め、場合によっては指定を停止することもある。

**問** (浅野富男議員) 町がサービスを立ち上げる必要があるのか。

**答** (保健福祉課長) 町が行うのは事業者の指定、監督。現在町が指定している事業者である国見町デイサービスセンターにおいては、前述のとおり、災害対策計画の策定、記録の管理の3年延長等が新たに発生する。

**問** (村上正勝議員) 「小規模多機能型居宅介護」事業者は

**答** (保健福祉課長) 町指定の「小規模多機能型居宅介護」事業者は

**問** (村上正勝議員) 「小規模多機能型居宅介護」事業者は

**答** (保健福祉課長) 町指定の「小規模多機能型居宅介護」事業者は

「**答**」は、認知症の高齢者にも対応しているとのこと。現在、町指定の事業者はあるのか。

**答** (保健福祉課長) 町内にはないが、保原町にある施設を指定しており、町民1名が特例として利用している。

(※)小規模多機能型居宅介護とは、自宅への訪問、施設への通所(デイサービス)や短期間の宿泊による介護を組み合わせることで利用することが可能なサービス。



国見町デイサービスセンター